

## 公告第69号

団体営仁古田新池地区緊急防災工事計画を定めましたので、土地改良法第96条の2第7項において準用する第87条第5項より、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に上田市長に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、上田市を被告として、この処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和8年5月1日

上田市長 斉藤 達也

- 1 縦覧に供する書類  
団体営仁古田新池地区緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和8年5月1日から令和8年6月2日まで
- 3 縦覧場所  
上田市役所農地整備課